

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 伊豆市 (都道府県: 静岡県)
本事業の担当部局名 総合政策部企画財政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	伊豆市結婚新生活支援事業			新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			事業開始年度	令和 4 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 伊豆市では、総合計画、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略において少子化対策を掲げ、総合的な取り組みを進めているところである。静岡県が策定した「ふじのくに少子化突破戦略の新羅針盤」から分析される当市の少子化の要因は結婚要因(未婚率の高さ)であり、令和2年の25歳~29歳の市内女性の未婚率が71.1%(県内ワースト4位)、30歳~34歳の市内男性の未婚率が61.5%(県内ワースト7位)であり、全国平均と比べて高い割合となっているため、総合計画の「ありたい姿」を実現するための「出会い・婚活への支援」について、緊急に対策を講じる必要がある。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 当市では結婚から子育てまで切れ目のない支援を展開している中で、入口である「出会い・結婚」については、市主催の婚活イベントの実施、ふじのくに出会いサポートセンターとの連携、結婚相談所の入会支援、結婚新生活の支援等により少子化対策を推進している。また、希望する方が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、「子育て全力宣言伊豆市」をキャッチフレーズに切れ目のない支援について市内外にPRを実施している。 <本個別事業の位置付け> 結婚後の新生活にともなう経済的な負担を軽減することにより結婚に対する不安を払しょくすることで、未婚率の高さの解消及び少子化の改善を図る。							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 ☒ 有								
【その他独自要件】								
居住する世帯が市税等を滞納していないこと。								
2. 申請見込								
①新規世帯見込 7 世帯 ②継続世帯見込 0 世帯								
上記のうち ともに29歳以下 3 世帯								
その他 4 世帯								
【世帯数積算根拠】								
ともに29歳以下: 1世帯(R5実績(見込含む)) + 情報発信強化により2世帯増 = 3世帯 (参考)								
その他: 2世帯(R5実績(見込含む)) + 情報発信強化により2世帯増 = 4世帯								
令和6年度から市内のブライダル事業者へ周知の協力依頼を行うことにより、各2世帯の増加を見込む。								
【金額積算根拠】								
<上限額>								
(29歳以下) 3 世帯 × 600,000 円 = 1,800,000 円								
(その他) 4 世帯 × 300,000 円 = 1,200,000 円								
(継続補助) 0 円								
<積算>								
左記上限額のとおり								
3. 広報の実施予定								
市民窓口での婚姻届受理時のチラシ配布、市の広報誌への掲載、市公式HP、市公式移住サイト、市公式SNSでの情報提供、静岡県東部地域局との広域連携事業、「ふるさと回帰センター」「伊豆市移住情報センター」等での情報提供。市内のブライダル事業者へ周知の協力依頼を行う。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	結婚や子育て等に伴い、市の支援制度を活用し転入した人数		人	101 (R6)	97 (R4)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.33 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
	婚姻件数		件	64 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
	婚姻率			2.3 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80 (R6)	0 (R4)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80 (R6)	0 (R4)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80 (R6)	0 (R4)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県及び東部伊豆地域の市町の広域連携による移住定住促進事業(移住相談会・現地ツアー等)を実施することにより、伊豆地域における魅力や移住定住施策及び結婚、妊娠、出産、子育てにおける支援施策の紹介、相談対応等を行うことで、東部伊豆地域での結婚新生活支援をはじめとした結婚から子育てまで切れ目のない支援のきっかけづくりを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内の民間事業者(宅建業者)で組織する伊豆市宅建業者協議会を平成22年に設立し、空き家等の情報を集約することで、結婚を機に移住定住を検討する方へ住宅情報を提供する仕組みを確立している。協議会及び前述の市内ブライダル事業者と連携し、支援制度の周知を行い、利用促進を図る。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。